

NPO法人環境NPOサン・ラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人環境NPOサン・ラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県喜多郡内子町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、環境にやさしいまちをつくるため、環境の保全を図る活動を通して、町民の環境意識の高揚と環境への負荷を低減する行動を進め、地域資源の循環的な利用促進を構築することで豊かな自然環境と生活環境を次世代に引き継ぎ、公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、つぎの特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営、活動に関する助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、つぎの特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 環境微生物等の利用による排水浄化及び景観保全に関する事業
- (2) 農産物の残留農薬の分析、及び土壌分析による食料の安全確保等、消費者の健康に関する事業
- (3) 循環型社会の構築及びまちづくり活動に関する事業
- (4) 住民組織・ボランティア等が行う環境活動の支援事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の各号とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助し、支援する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、その旨を記載した文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に対し弁明する機会を与えたうえで、総会の議決により当該会員を除名することができる。

- (1) 法令、又は定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は秩序を乱す行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 すでに納入した会費等その他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の数及び選任等)

第13条 この法人につきの役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

3 理事のうち、理事長1名、2名を副理事長とする。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の子族等の排除)

第14条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第16条 監事は次の職務を行う。

(1) この法人の理事の業務の執行状況及び財産の状況を監査すること。

(2) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(4) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし再任することができる。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了又は辞任の場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決を得て、その役員を解任することができる。ただし、当該役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務違反があると認められるとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(3) 役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

3 理事は、事務局長若しくはその他の職員を兼職することができる。

第4章 会議

(会議)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上のものから、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第16条 第3号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第26条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会において出席した個人正会員の中から選出する。

(総会の議決等)

第29条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 総会の議決について、特別の利害を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会における表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書類をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第29条第1項、第31条第1項第3号及び第45条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。

(理事会)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上の者から、会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき

(3) 第16条第1項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の請求があったときは、請求があった日から10日以内に

理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決等)

第38条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議事録には、第31条第1項各号に掲げる事項を準用し、議長及びその会議において選任された理事1人以上が、署名押印しなければならない。

3 第31条第1項第2号及び第3号中「正会員」とあるのは「理事」と、同項第3号中「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号の原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算とみなす。
- 4 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。ただし、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
- 5 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
- 6 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席しその出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

- 2 前項第2号の事由によりこの法人が解散する場合には、正会員総数の4分の3以上の承諾を得、かつ所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、内子町に譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑則

(公告)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるとおりとする。

理事長 入江 英昭

副理事長 西岡 義恭

同 藤本 博明

理事 谷 孝義

同 徳田 勝英

同 中野 武

同 二宮 賢治

同 東田 眞咲男

同 松本 延二郎

監事 大塚 生男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、平成18年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費6,000円

(2) 賛助会員 年会費一口6,000円（一口以上）